

TAX 03

## 申告のときに必要なもの

## ■ 印鑑 (認印可)

## ■ マイナンバーと本人確認書類

申告書には原則、本人や扶養親族のマイナンバーの記入が必要になりました。

【マイナンバーカードを持っている人】

- マイナンバーカードだけで、本人確認ができます

【マイナンバーカードを持っていない人】

- 通知カードや住民票の写し (マイナンバーの記載があるもの) などマイナンバーが確認できる書類と運転免許証など本人確認できる書類が必要です

## ■ 前年の収入を明らかにできるもの

【給与所得のある人】

- 平成30年分の給与所得の源泉徴収票

【年金所得のある人】

- 平成30年分の公的年金の源泉徴収票 (紛失した場合は、直方年金事務所などそれぞれの年金支払者から再発行をうけることができます。※直方年金事務所 (国民年金・厚生年金) 電話 0949-22-0891

【事業所得・不動産所得がある人】

- 営業・不動産などの所得がある人は収支内訳書、収入と経費が分かる帳簿、領収書など
- 農業所得がある人は収支内訳書、営農口座の通帳等収入が分かるもの、農協でもらう申告用の明細書、領収書 (農機具購入費などの経費分)

## ■ 各種控除額を証明する書類 (※すでに源泉徴収票に記載されている場合は申告不要です。)

- 国民年金保険料、その他社会保険料等の領収書もしくは納付額証明書
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 障害者控除を受ける人は、障害者手帳、障害者控除対象者認定書など証明できるもの
- 医療費控除を受ける人は、医療費明細書 (今月号に折り込み)、領収書、補てんされた金額がわかるもの
- 寄付金控除を受ける人は、領収書・受領書

## ■ 所得税の還付を受ける場合は、申告者の通帳または口座番号のわかるもの



お知らせ

- 不動産の譲渡所得がある人、事業所得で青色申告をする人は、役場では受付できませんのでご注意ください。  
「たがわ情報センター」で確定申告を行ってください。
- 申告期間中は田川税務署での申告相談は行わず、申告会場を設置します。申告相談を希望される人は下記期間中にご来場ください。  
開設期間▶ 2月18日(月)～3月15日(金) (土日除く) 9時～16時  
申告会場▶ たがわ情報センター (田川市番田町2-1)  
☎ 田川税務署 ☎ 44-0430



# 税の申告

平成31年度

☎ 役場税務課  
☎ 22-7762

TAX 01

## 申告期間

町県民税および所得税の申告受付が始まります。提出された申告書は、町県民税や国民健康保険税などの算定、所得証明書発行の基礎資料となりますので、期限内に申告しましょう。

▶ 役場本庁: **2月18日(月)～3月15日(金)** (土日除く) **全会場共通 受付時間 8時30分～12時 13時～17時**

▶ 赤池会場 (人権のまちづくり館): 2月26日(火)～2月28日(木) / ▶ 方城会場 (方城支所): 3月5日(火)・6日(水)  
※旧同和対策研修センター

※ 平成31年1月1日時点で福智町に住居票がない人は、福智町で申告できません。

TAX 02

## 申告が必要な人

## ■ 無収入や非課税収入のみで次にあてはまる人

- 所得証明書や課税 (非課税) 証明が必要な人
- 18歳以上の国民健康保険加入者 (※国民健康保険税の軽減判定に必要。未申告の場合、軽減措置が受けられません。)
- 遺族年金や障害年金を受給している人で、平成30年から初めて受給ようになった人

## ■ 営業・不動産・農業・雑所得 (公的年金以外)・一時所得などの所得があった人

## ■ 給与所得者で次にあてはまる人

- 勤務先で年末調整をしていない人
  - 2か所以上の勤務先から給与をもらっている人
  - 給与・退職所得以外の所得がある人 (※給与・退職所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要。)
  - 医療費控除など各種控除を追加する人
- 平成30年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整し、勤務先から福智町に給与支払報告書が提出されている人は申告不要です。

年末調整などの状況は勤務先にご確認ください

## ■ 公的年金を受給している人で、次にあてはまる人

- 平成30年中の公的年金収入が400万円を超える人
- 公的年金以外の所得がある人 (※年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要。)
- 医療費控除など各種控除を追加する人

※ 所得税が源泉徴収されている場合は、申告すれば還付される場合があります。

※ ただし、収入が公的年金のみで、年金受給額が右の表にあてはまる人は、所得税も町県民税もかからないため、申告は不要です。

年齢 (平成31年1月1日時点)	公的年金収入
65歳以上	148万円以下
65歳未満	98万円以下